

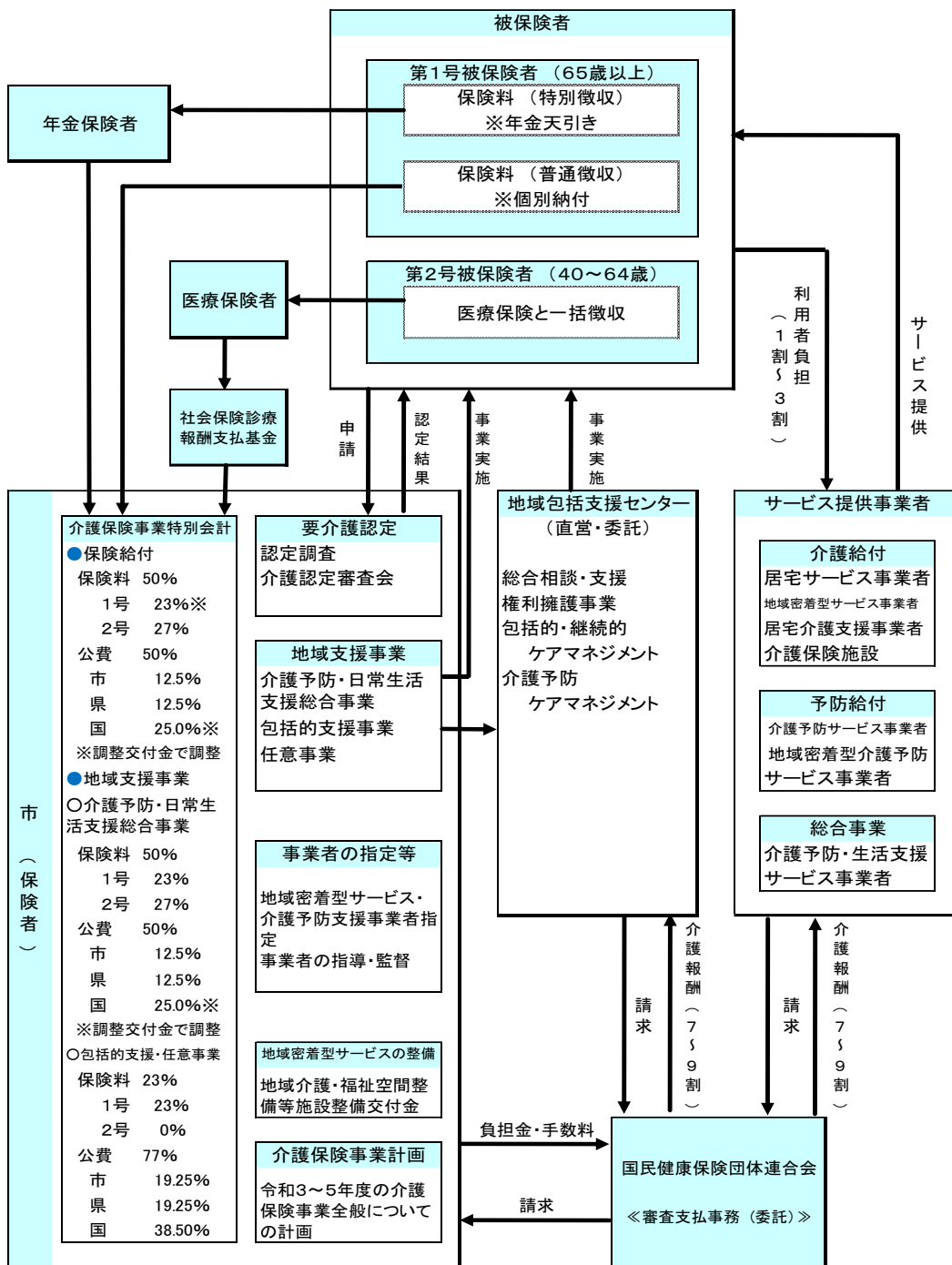
# 第5 介 護 保 険

## 1 介護保険制度の目的としくみ

介護保険は、介護を要する状態になっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、必要な介護サービスが総合的・一体的に提供される制度である。介護の問題は、誰にでも起こり得る切実なことであり、自己責任の原則と社会連帯の精神にもとづき、40歳以上の全国民で公平に制度を支えている。

介護サービスを利用するためには介護認定を受け、利用の際には費用の一部（1割から3割）を負担するしくみとなっている。

費用負担のしくみ（令和3年度～令和5年度）



## 2 被保険者と要介護認定

### 1 被保険者数

介護保険の被保険者（加入する人）は、40歳以上の人

（単位：人）

区 分 \ 年 度	令和3年度 4月1日現在	令和4年度 4月1日現在	令和5年度 4月1日現在
総人口	251,616	250,030	248,368
40歳以上	157,326 (62.5%)	157,640 (63.0%)	157,512 (63.4%)
40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	86,810 (34.5%)	86,767 (34.7%)	86,336 (34.8%)
65歳以上 (第1号被保険者)	70,516 (28.0%)	70,873 (28.3%)	71,176 (28.7%)

### 2 要介護認定

#### (1) 介護認定審査会

介護保険法第14条に基づき、要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うため、市の附属機関として設置

#### (2) 審査会委員数及び任期

医療関係60名、福祉関係34名、保健関係20名の計114名

任期は3年（令和5年4月1日～令和8年3月31日）

#### (3) 介護認定審査の実施状況

##### 申請状況

（単位：件）

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	2,493	2,631	2,802
更新	2,372	4,842	4,706
変更	1,279	1,320	1,395
計	6,144	8,793	8,903

※ 「更新」は、認定の有効期間を継続するために行う更新の申請  
「変更」は、身体等の状況変化により有効期間の途中で行う申請

## 審査判定状況

(単位：件)

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
非該当	63	102	83
要支援1	652	802	788
要支援2	942	1,381	1,268
要介護1	1,274	1,631	1,651
要介護2	1,109	1,398	1,415
要介護3	770	1,059	1,087
要介護4	869	1,150	1,201
要介護5	567	792	931
計	6,246	8,315	8,424
審査会回数	194回	224回	227回

## 要介護認定状況 &lt;各年度3月末日現在&gt;

(単位：人)

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	1,025	1,021	1,054
要支援2	1,714	1,809	1,867
要介護1	2,228	2,319	2,361
要介護2	2,109	2,029	2,029
要介護3	1,592	1,560	1,450
要介護4	1,414	1,467	1,477
要介護5	860	875	981
計	10,942	11,080	11,219

### 3 保険給付

#### 1 介護サービスの利用

##### (1) サービスの利用実績

※各サービスには介護予防分含む。

種別	サービスの種類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	利用実績 (日数・回数)	件数	利用実績 (日数・回数)	件数	利用実績 (日数・回数)
居宅サービス	訪問介護	15,823	248,223	16,498	265,000	17,127	278,044
	訪問入浴介護	1,638	8,099	1,884	9,590	1,945	10,284
	訪問看護	8,244	42,302	8,564	45,242	8,944	46,707
	訪問リハビリテーション	997	5,244	1,020	5,528	1,331	7,475
	通所介護	28,460	337,220	29,066	337,653	30,393	347,195
	通所リハビリテーション	11,694	99,716	11,316	95,646	10,343	85,553
	福祉用具貸与	56,674	1,663,024	58,963	1,729,786	61,686	1,807,692
	短期入所生活介護	9,245	76,765	8,816	76,268	8,629	72,147
	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	701	3,562	605	3,062	574	2,736
	短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	0	0	0	0	0	0
	居宅療養管理指導	24,468	44,425	27,105	50,242	31,798	60,544
	特定施設入居者生活介護	5,334	158,340	5,639	165,110	6,053	178,687
	居宅介護支援	73,038		75,093		77,491	
	福祉用具購入費	743		743		739	
	住宅改修費	886		846		783	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	9,365	99,237	9,313	98,821	9,203	92,518
	認知症対応型通所介護	1,659	20,333	1,269	17,303	1,265	16,639
	小規模多機能型居宅介護	4,239	93,909	4,190	92,145	4,001	86,407
	認知症対応型共同生活介護	3,646	108,350	3,633	107,526	3,635	107,367
	地域密着型特定施設入居者生活介護	916	26,641	885	25,570	571	17,634
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,602	77,472	2,594	76,750	2,703	80,849
	看護小規模多機能型居宅介護	1,339	30,262	1,322	32,836	1,343	31,035
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	267	7,754	321	9,598	348	10,178
施設サービス	介護老人福祉施設	9,299	277,963	9,869	297,672	9,792	289,424
	介護老人保健施設	7,936	228,535	7,638	220,949	7,090	204,511
	介護療養型医療施設	19	487	10	294	6	141
	介護医療院	34	1,016	243	6,957	848	25,375

※ 施設サービスは特定診療費等分を除く。

##### (2) サービスの内容

種別	サービスの種類	内 容
居 宅 サ ー ビ ス	訪 問 介 護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行うサービス。
	訪 問 入 浴 介 護 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	寝たきりの高齢者などの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービス。
	訪 問 看 護 介 護 予 防 訪 問 看 護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行うサービス。
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービス。
	通 所 介 護	デイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス。
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士などによる生活機能の維持向上のためのリハビリテーションを受けるサービス。
	福 祉 用 具 貸 与 介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	車いすや特殊寝台など日常生活の自立を助ける用具を貸与するサービス。
	短 期 入 所 生 活 介 護 介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	短期間、介護老人福祉施設などに宿泊しながら、日常生活上の介護や機能訓練などを受けるサービス。
	短 期 入 所 療 養 介 護 介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	短期間、介護老人保健施設などに宿泊しながら、医療上のケアを含む介護や機能訓練などを受けるサービス。
	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービス。
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	有料老人ホームなどの施設で、食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービス。
	居 宅 介 護 支 援 介 護 予 防 支 援	居宅サービスの内容についてサービスを利用する高齢者及び家族と相談し、ケアプランの作成などを行うサービス。
特 定 福 祉 用 具 販 売 特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	日常生活の自立を助けるために、入浴用いすなどを購入した際の費用を支給。支給限度額 1年度 10万円	
住 宅 改 修 費 介 護 予 防 住 宅 改 修 費	手すりを付けたり、段差の解消などの小規模な改修を行った場合、その費用を支給。支給限度基準額 1人につき原則 20万円。	
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	夜間において安心して生活が送れるよう、夜間の定期的な巡回または随時の通報により、訪問介護員などが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助などの日常生活上の世話や、緊急時の対応などを行うサービス。
	定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら提供するサービス。
	地 域 密 着 型 通 所 介 護	利用定員 19 人未満の小規模なデイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス。
	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	認知症の高齢者が、デイサービスセンターに通い、食事や入浴の提供、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス。
	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービス。
	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	認知症の高齢者が少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービス。

種別	サービスの種類	内 容
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）に入所する要介護者が受ける入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などのサービス。
	看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせた一体型のサービス。
施設サービス	介護老人福祉施設	食事や排泄などで常に介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所し、食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービス。
	介護老人保健施設	病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもとにおける介護や機能訓練などを受けるサービス。
	介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者が入院し、医療や療養上の管理、看護、機能訓練などを受けるサービス。
	介護医療院	主に長期の療養を必要とする高齢者が入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとにおける介護や機能訓練、日常生活の支援を受けるサービス。

(3) 介護保険サービス提供事業所数（市内）

（注）介護予防事業所数は計上していない

区 分	令和4年4月	令和5年4月							その他※1
			社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	民間企業	NPO法人		
居宅介護支援事業所	69	69	14	1	9	42	1	2	
居宅サービス	訪問介護	47	47	4	1	1	37	2	2
	訪問入浴	2	2				2		
	訪問看護※2	23	24			6	14		4
	訪問リハビリテーション※2	4	4	1		3			
	通所介護	50	52	16	1	4	31		
	通所リハビリテーション※2	14	13	1		10			2
	短期入所生活介護	20	20	18		1	1		
	短期入所療養介護※2	7	6			5			1
	特定施設入居者生活介護	10	10	2		2	6		
地域密着型サービス	福祉用具貸与	13	13				13		
	地域密着型通所介護	36	35	2			31	2	
	認知症対応型通所介護	10	10	7			3		
	小規模多機能型居宅介護	20	20	5		4	5	6	
	認知症対応型共同生活介護	30	31	4		7	12	6	2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2					
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	8	9	9					
	看護小規模多機能型居宅介護	5	5	1		2	2		
施設サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1				1		
	介護老人福祉施設	11	11	11					
	介護老人保健施設	6	6	1		4			1
	介護医療院	1	1			1			
計	389	391	98	3	59	200	17	14	

※1 「その他」は、市、一般財団法人、公益社団法人等 ※2 サービス提供実績のある医療法人を含む。

## 2 サービス利用料の軽減

介護保険のサービスは、原則として保険対象サービス費用の1割から3割を利用者が負担するが、利用者の負担額が著しく高額となった場合や、市民税非課税世帯等の低所得者の利用者については負担を軽減するため、次のような制度がある。

### (1) 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスを利用した際に支払う自己負担額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合に、その超えた分が申請により払い戻される。

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ利用件数	31,258件	31,699件	31,500件

### (2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

同じ世帯で、1年間（8月1日～翌年7月31日）に、医療費と介護（介護予防）サービス費の両方の自己負担額が高額となったときには、それぞれの自己負担額を合算し、その額が所得区分ごとの負担限度額を超えた場合には、その超えた分が申請により払い戻される。

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
該当者	1,805人	1,874人	1,859人

### (3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

市民税非課税世帯等の低所得者で申請により認定を受けた人が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、その食費・居住費（滞在費）の負担額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合に、超えた分の額が支給される。

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者（認定証交付者数）	1,505人	1,377人	1,315人

### (4) 社会福祉法人等利用者負担軽減制度

市民税非課税世帯等の低所得者のうち一定の基準を満たし生計困難と認められた人が、社会福祉法人等の経営する事業所のサービスを利用する際に、利用者負担（1割負担と食費・居住費）の原則1/4を軽減する。

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者（軽減確認証交付者数）	177人	188人	195人

## 3 介護保険制度の趣旨普及

### 市政いきいき講座等の開催状況

区分 \ 年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
各団体からの依頼	0	0	1	16	0	0
市政いきいき講座等	0	0	0	0	0	0
介護保険制度説明会	—	—	—	—	—	—
合計	0	0	1	16	0	0

## 4 苦情相談等の状況

介護保険課に寄せられた介護サービス事業者に対する利用者からの苦情

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
説明・情報不足	15	18	6
従業者の態度	6	11	7
サービス量の不足	0	3	3
質の低いサービス	13	3	4
手続方法が不明	0	0	0
権利侵害	3	0	4
被害・損害	4	3	0
料金が低い	0	0	2
その他	2	2	0
合計	43	40	26



## 5 介護保険料

## (1) 保険料

## ① 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

第8期介護保険料（令和3年度～令和5年度）は、富士市で必要と見込まれる介護保険サービスに係る費用の総額に、第1号被保険者の負担割合（23%）を掛け、富士市の第1号被保険者数で除した金額が「基準額」となる。その上で、第1号被保険者の負担能力に応じた細かい保険料段階を設定している。また、財政安定化基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制している。

第8期 保険料	対 象 区 分			保険料率	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者			基準額 ×0.30	20,160円
	本人が市民 税非課税者	世帯員全員 が市民税非 課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人		
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超120万円以下の人					
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円超の人					
同じ世帯に 市民税課税 者がいる人		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.85	57,120円	
		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超の人	基準額	67,200円	
第6段階	本人が市民税課税者	本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 ×1.13	75,936円	
第7段階		本人の前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	87,360円	
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.55	104,160円	
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.65	110,880円	
第10段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上720万円未満の人	基準額 ×1.85	124,320円	
第11段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上1,020万円未満の人	基準額 ×1.95	131,040円	
第12段階		本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上1,520万円未満の人	基準額 ×2.10	141,120円	
第13段階		本人の前年の合計所得金額が1,520万円以上の人	基準額 ×2.30	154,560円	

※ 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額(平成30年度税制改正による影響を調整した額)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、介護保険料の算定には長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。

## ② 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険者が、総報酬割に応じた介護納付金を納付する。

(H29～H30 : 1/2、H31 : 3/4、R2～R4 : 10/10)

【第5 介護保険】

(2) 保険料収納率

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料収納率

年 度		平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現 年 度	特別徴収分	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	普通徴収分	90.07%	93.04%	93.82%	94.95%
滞 納 繰 越 分		34.20%	38.18%	35.32%	35.42%
合 計		98.46%	98.84%	99.01%	99.23%

6 介護保険運営協議会

介護保険に関する施策の立案、実施及び評価について協議することを目的として介護保険運営協議会を設置。

〔委員数〕 16人（令和3～5年度）

- 内訳
- ・ 被保険者を代表する者 5人
  - ・ 介護給付等対象サービスを行う事業者を代表する者 3人
  - ・ 被用者保険等保険者を代表する者 2人
  - ・ 保健、医療、福祉に関する学識経験を有する者 5人
  - ・ その他市長が必要と認める者 1人

〔開催数〕 3回

〔協議内容〕 高齢者保健福祉・介護保険事業の実施状況について ほか

7 地域密着型サービス運営協議会

地域密着型サービス事業者の指定、地域密着型サービスの基準及び報酬に関することについて協議することを目的として委員会を設置。

〔委員数〕 10人（令和4～5年度）

- 内訳
- ・ 介護保険の被保険者 2人
  - ・ 介護サービス又は介護予防サービスの利用者 1人
  - ・ 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者の代表者 2人
  - ・ 職能団体等の代表者 4人
  - ・ 地域密着型サービスに関し知識経験を有する者 1人

〔開催数〕 7回

〔協議内容〕 地域密着型サービス事業者の指定・指定更新 18件

## 4 地域支援事業

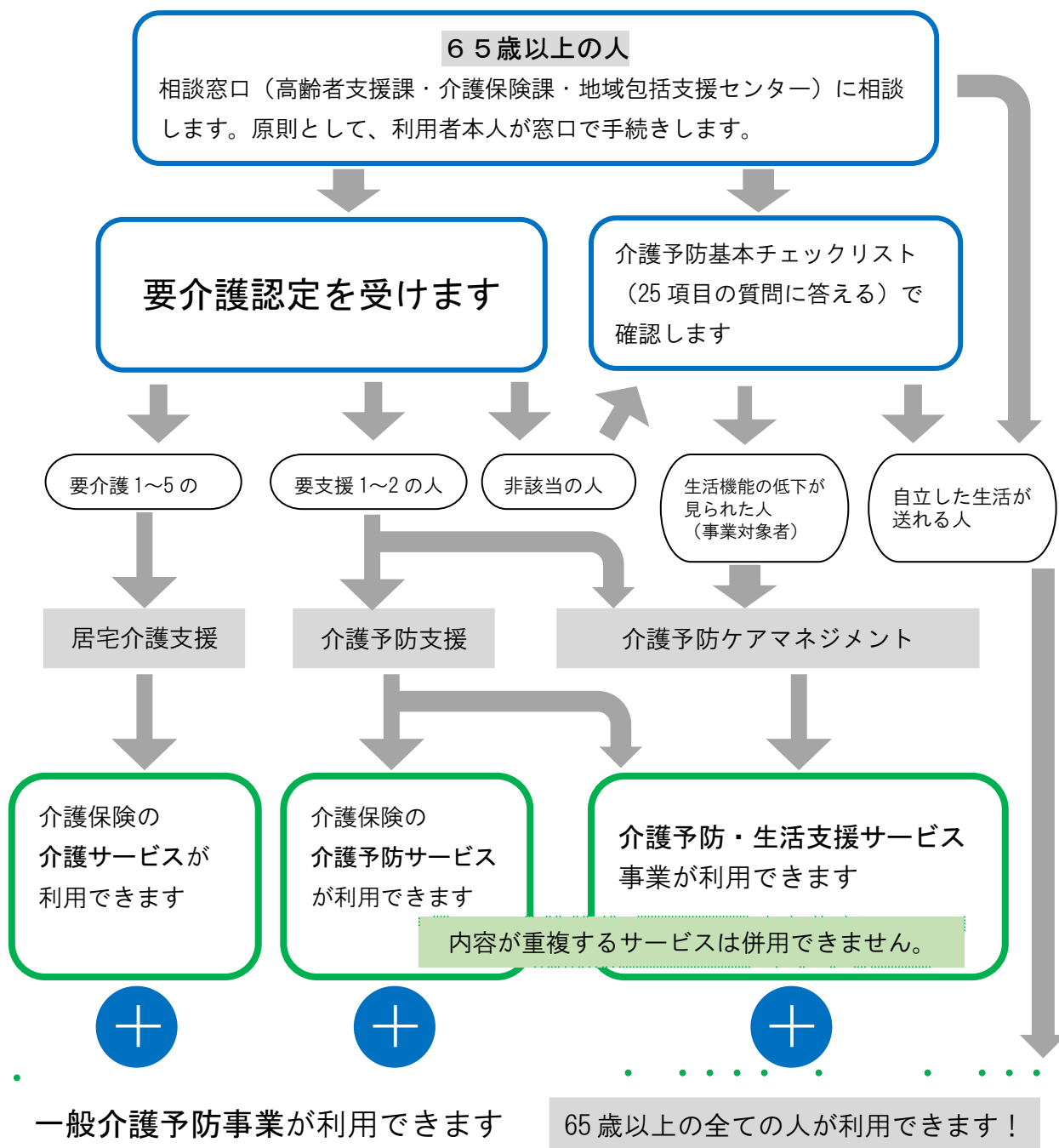
### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

#### (1) 目的としくみ

介護予防・日常生活支援総合事業は、住民主体の多様なサービスや、要支援者などが選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図るものです。また、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進を目的としています。

介護予防・日常生活支援総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

総合事業利用までの流れ（平成28年4月1日～）



※事業対象者になったあとや、総合事業のサービスを利用したあとでも、要介護認定の申請をすることができます。

【第5 介護保険】

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

① 対象者

- ・ 65歳以上の要支援認定者若しくは、介護予防基本チェックリスト該当者
- ・ 40～64歳の要支援認定者

認定状況

(単位：人)

区分	年度	令和5年（令和5年4月1日現在）		
		男性	女性	計
事業対象者		259	633	892
要支援 1		325	713	1,038
要支援 2		593	1,254	1,847
計		1,177	2,600	3,777

② 利用実績

サービス種別	サービスの種類	令和4年度		
		件数	利用実績 (日数・回数)	
訪問型	介護予防訪問介護相当・健康づくりヘルパー	6,986	45,749	
	短期集中型訪問指導 ※	運動	10	37
		口腔	1	2
		栄養	1	2
通所型	介護予防通所介護相当	16,017	97,366	
	健康づくりデイサービス ※	2,695	9,827	
ケアマネジメント	ケアマネジメント	13,500		

件数は毎月の利用実人数の年間合計。

R4.3月～R5.2月実績。※は委託によるためR4.4月～R5.3月実績。

## ③ サービスの内容

種別	サービスの種類	内 容
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行うサービス
	健康づくりヘルパー（訪問型サービスA）	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行うサービス
	短期集中型訪問指導	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士などが自宅を訪問し、運動機能向上、口腔機能向上、栄養の改善等を通じて体力改善や生活改善に向けた指導を行うサービス
通所型サービス	介護予防通所介護相当	デイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス
	健康づくりデイサービス（通所型サービスA）	デイサービスセンターに通い、生活機能の維持向上のための機能訓練やレクリエーション、趣味活動などを受けるサービス
介護予防ケアマネジメント		居宅サービスの内容についてサービスを利用する高齢者及び家族と相談し、ケアプランの作成などを行うサービス
介護予防ケアマネジメントA		介護予防訪問・通所介護相当等、介護予防支援と同様様式を使用したケアマネジメント
介護予防ケアマネジメントB		訪問型・通所型サービスAに伴う、緩和されたケアマネジメント
介護予防ケアマネジメントC		食の自立支援サービスのみを利用する際の、初回1回のみのケアマネジメント

## ④ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス提供事業所数（市内）

区 分		令和5年3月	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	民間企業	NPO	その他※
訪問型	介護予防訪問介護相当	41	4	1	1	31	2	2
	健康づくりヘルパー	14	2	1	0	8	1	2
通所型	介護予防通所介護相当	78	18	1	4	53	2	0
	健康づくりデイサービス	21	11	3	2	3	2	0
介護予防ケアマネジメント		9	8	0	0	0	0	1

※「その他」は、一般財団法人、公益社団法人等

⑤ サービス利用料の軽減

介護予防・日常生活支援総合事業は、原則として対象サービス費用の1割から3割を利用者が負担するが、利用者の負担額が著しく高額となった場合や、市民税非課税世帯等の低所得者の利用者については負担を軽減するため、介護保険サービスと同様に次のような制度がある。

ア 高額介護予防サービス費相当事業

介護保険サービスを利用した際に支払う自己負担額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、その超えた分が申請により高額介護（介護予防）サービス費から払い戻される。

その調整後の自己負担額の残額と介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際に支払う自己負担額を加えた額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、その超えた分が申請により高額介護予防サービス費相当事業から払い戻される。

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ利用件数	191件	212件	235件

イ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

同じ世帯で、1年間（8月1日～翌年7月31日）に、医療費と介護（介護予防）サービス費の両方の自己負担額が高額となったときには、それぞれの自己負担額を合算し、その額が所得区分ごとの負担限度額を超えた場合には、その超えた分が申請により高額医療合算介護（介護予防）サービス費から払い戻される。

その調整後の自己負担額の残額と介護予防・日常生活支援総合事業の自己負担額を加えた額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、その超えた分が申請により高額医療合算介護予防サービス費相当事業から払い戻される。

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	38件	44件	50件

(3) 一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

介護予防教室

事業名	内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
脳の健康教室	教室数	8教室	8教室	8教室
	回数	80回	78回	80回
	実人数	79人	100人	86人
	延人数	695人	801人	723人
	1教室あたり参加者数	9.8人	12.5人	10.8人
	1教室あたり参加率	88.0%	82.2%	84.1%
栄養改善教室	教室数	1教室	1教室	2教室
	回数	2回	4回	4回
	実人数	21人	15人	36人
	延人数	41人	55人	57人
	1教室あたり参加者数	21人	15人	18人
	1教室あたり参加率	97.6%	91.7%	79.2%

## 介護予防教室

事業名	内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
ひざ痛・腰痛予防教室	健康増進・疾病の予防・改善をし自宅でできる簡単なストレッチ・椅子での体操を中心に、身体・心の両面からアプローチを図る。	教室数	/	/	/
		回数			
		実人数			
		延人数			
		1教室あたり参加者数			
1教室あたり参加率					
脳いきいき教室	介護予防の必要性、転倒予防、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防等についての講話と実技 (1教室：1～3回)	教室数	13 教室	16 教室	24 教室
		回数	19 回	16 回	24 回
		実人数	193 人	223 人	375 人
		延人数	261 人	223 人	375 人
		1教室あたり参加者数	14.8 人	13.9 人	15.6 人
地域包括支援センター介護予防教室	地域包括支援センター主催で、10人程度を1教室として、介護予防教室や介護予防の普及啓発教室等を行う。 (1教室3～4回)	教室数	19 教室	22 教室	32 教室
		回数	59 回	65 回	105 回
		実人数	258 人	258 人	398 人
		延人数	676 人	642 人	1,029 人
		1教室あたり参加者数	13.6 人	11.7 人	12.4 人

## 自主グループによる介護予防教室

事業名	内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
脳の健康教室OB会	介護予防サポーター主催で、脳の健康教室参加後も引き続き、軽度の体操・ストレッチ、歌、ゲーム、調理実習を行う。 (1教室：概ね月1～2回)	教室	4 教室	4 教室	4 教室
		回数	48 回	48 回	61 回
		実人数	41 人	42 人	65 人
		延人数	572 人	485 人	886 人
		1教室あたり参加者数	10.3 人	14 人	16.3 人
		サポーター実人数	4 人	4 人	5 人
		サポーター延人数	61 人	63 人	83 人
ご近所さんの運動教室	介護予防サポーター主催で、歩いて通える会場での運動教室 (1教室：概ね月3回)	教室数	54 教室	60 教室	70 教室
		回数	892 回	1,228 回	1,642 回
		実人数	658 人	676 人	848 人
		延人数	7,910 人	9,532 人	12,944 人
		1教室あたり参加者数	12.2 人	11.2 人	12.1 人
		サポーター実人数	66 人	74 人	86 人
		サポーター延人数	1,178 人	1,734 人	2,284 人
ご近所さんの料理教室	介護予防サポーター主催の料理教室	教室数	3 教室	2 教室	2 教室
		回数	0 回	4 回	12 回
		実人数	0 人	7 人	7 人
		延人数	0 人	28 人	60 人
		1教室あたり参加者数	0 人	3.5 人	3.5 人
		サポーター実人数	0 人	2 人	2 人
		サポーター延人数	0 人	28 人	12 人

## 介護予防サポーター養成・現任研修

事業名	内 容		令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防サポーター養成講座	介護予防の取り組みを地域に広めたいという意思のある人に対し、必要な知識と技術の習得を図り、介護予防事業等のボランティアとして活動できる人材に育成する。	回 数	5回	4回	4回
		実人数	28人	9人	21人
		延人数	113人	34人	79人
介護予防サポーター現任研修	介護予防サポーター（ご近所の高齢者向け運動指導者）がより実践的な技術を習得し主体的に活動ができるように育成する。	回 数	2回	2回	2回
		実人数	59人	35人	41人
		延人数	94人	37人	52人
介護予防交流会・全体会	介護予防についてより深く理解し、介護予防を目的とした健康づくり・地域づくりを進めていくための指導者同士の交流会。	回 数	1回	1回	1回
		実人数	36人	38人	34人
生活・介護支援サポーター養成講座	市主体で、地域において高齢者の生活支援・介護活動を行うための人材育成をする。	回 数	5回	—	5人
		実人数	14人	—	16人
		延人数	65人	—	80人
生活支援サポーター養成講座	地域主体で、その地域の高齢者の生活支援活動を行うための人材を育成する。	回 数	1回	1回	3回
		実人数	19人	19人	44人
		延人数	19人	19人	44人
生活・介護支援サポーター現任研修	生活・介護支援サポーターがより実践的な技術を習得し主体的に活動ができるように育成する。	回 数	3回	2回	3回
		実人数	36人	37人	27人
		延人数	41人	54人	36人
ご近所さんの料理教室指導者養成講座	栄養改善を通じて、介護予防の取り組みを地域に広めたいという意思のある人に対し必要な知識と技術の習得を図り、介護予防事業等のボランティアとして活動できる人材に育成する。	回 数	1回	2回	4回
		実人数	17人	11人	9人
		延人数	17人	22人	28人

## 介護予防に関する健康教育等

事業名	内 容		令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康まつり参加	フレイル予防（イレブンチェック、内転筋測定、血流測定他）	回 数	中止	中止	中止
		実人数			
高齢者学級・健康教育	介護予防についての講話等（市政いきいき講座・出前講座）	回 数	153回	151回	171回
		実人数	1,493人	1,362人	1,707人
健康づくりヘルパー事業従事者養成研修	事業対象者への生活支援及び自立生活支援のための見守りの援助を実施するヘルパー養成のための研修	回 数	4回	4回	4回
		実人数	8人	4人	5人
健康づくりデイサービス従事者研修	健康づくりデイサービス従事者が参加者に質の高いサービスを提供し、介護予防をより効果的に実施できるようにする。	回 数	3回	3回	3回
		実人数	47人	36人	29人



## 2 包括的支援事業（地域包括支援センター事業）

地域住民の保健医療の向上と福祉の推進を包括的に支援することを目的に設置。

- ・ 総合相談・支援やその他の必要なサービスとの連携
- ・ 介護予防ケアマネジメントの実施
- ・ 包括的、継続的ケアマネジメントの実施
- ・ 高齢者虐待防止のための相談や権利擁護

### (1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

#### ① 地域包括支援センターにおける相談

※ 令和元年度までは新規ケースのみを実績とし、1ケースを1つの相談回数として処理していたが、令和2年度からは、1ケースあたり複数回対応した場合に、対応回数を実績とすることとした。また、同ケースで相談内容が異なる場合も、相談回数を分けて実績とすることとした。

※ 令和3年度から見守り訪問回数に継続訪問回数を加えて集計することとしたため、令和元年度、令和2年度の実績も同様に修正した。

## 相談方法

(単位：人)

センター 相談方法	高齢者			東部			吉原中部			北部		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
来所	356	450	419	206	264	210	218	163	212	120	222	289
電話	931	1,357	1,319	1,081	1,521	1,391	1,102	835	1,085	469	793	633
移動出張 相談	0	0	0	7	149	172	5	3	0	0	1	10
SNS等	—	2	6	—	25	3	—	1	4	—	6	7
見守り訪問・継続訪問	355	218	199	381	616	383	482	334	337	817	729	1,093
訪問指導	293	141	188	319	286	241	470	368	395	576	340	440
合計	1,935	2,168	2,131	1,994	2,861	2,400	2,277	1,704	2,033	1,982	2,091	2,472

センター 相談方法	鷹岡			吉原西部			富士北部			富士南部		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
来所	274	313	322	176	245	234	298	324	323	292	371	400
電話	525	1,075	1595	1,182	2,240	1,725	1,408	1,804	2,744	1,525	1,652	2,484
移動出張 相談	2	14	25	15	37	7	3	1	0	2	41	2
SNS等	—	10	3	—	65	44	—	8	25	—	8	6
見守り訪問・継続訪問	710	1,113	1490	733	686	546	917	848	1,240	516	750	1,436
訪問指導	346	459	618	345	316	321	441	567	730	342	597	980
合計	1,857	2,984	4,053	2,451	3,589	2,877	3,067	3,552	5,062	2,677	3,419	5,308

センター 相談方法	富士川			合計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
来所	112	220	232	2,052	2,572	2,641
電話	256	863	887	8,479	12,140	13,863
移動出張 相談	8	1	27	42	247	243
SNS等	—	4	3	—	129	101
見守り訪問・継続訪問	394	274	214	5,305	5,568	6,938
訪問指導	101	250	222	3,233	3,324	4,135
合計	871	1,612	1,585	19,111	23,980	27,921

## 相談者

(単位：人)

センター 相談者	高齢者			東部			吉原中部			北部		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
本人	401	282	315	386	604	547	253	154	214	273	223	308
家族・親族	375	391	421	752	875	633	719	521	722	375	584	588
知人・友人	18	42	36	32	45	34	33	31	28	51	25	28
民生・児童委員	1	8	7	50	69	70	69	93	84	44	38	61
医療機関	42	91	124	144	236	201	207	114	190	116	138	137
行政機関	37	31	83	51	87	65	70	86	96	86	77	52
介護支援専門員	31	40	36	224	290	315	312	247	216	163	167	114
介護保険サービス事業所	66	47	65	78	102	94	92	82	87	50	42	54
高齢者地域支援窓口	0	2	14	9	13	1	11	29	19	12	17	6
警察	56	46	42	8	11	7	7	4	6	0	12	4
関係委員	565	1,017	867	38	35	39	35	8	29	23	37	20
障害福祉関係機関	6	4	1	4	14	11	1	1	5	0	2	7
合計	1,598	2,001	2,011	1,776	2,381	2,017	1,809	1,370	1,696	1,193	1,362	1,379

センター 相談者	鷹岡			吉原西部			富士北部			富士南部		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
本人	303	477	761	193	537	447	427	784	968	454	634	735
家族・親族	517	650	706	866	940	617	848	911	1,265	759	808	997
知人・友人	43	38	13	30	55	46	68	53	72	52	67	79
民生・児童委員	33	56	76	59	118	84	50	87	88	83	111	176
医療機関	97	140	170	171	303	230	243	281	406	186	221	267
行政機関	48	123	166	79	338	246	123	131	291	137	213	261
介護支援専門員	148	341	455	210	526	359	300	364	546	339	414	864
介護保険サービス事業所	27	64	112	39	155	93	38	58	99	73	59	132
高齢者地域支援窓口	8	1	2	2	11	6	13	23	36	24	11	7
警察	9	11	10	9	13	14	7	6	27	5	10	7
関係委員	27	76	89	94	221	186	28	81	90	76	112	297
障害福祉関係機関	2	2	9	5	7	3	6	14	20	6	11	50
合計	1,262	1,979	2,569	1,757	3,224	2,331	2,151	2,793	3,908	2,194	2,671	3,872

センター 相談者	富士川			合計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
本人	114	290	248	2,804	3,985	4,543
家族・親族	253	603	642	5,464	6,283	6,591
知人・友人	9	31	24	336	387	360
民生・児童委員	32	49	123	421	629	769
医療機関	59	171	125	1,265	1,695	1,850
行政機関	24	37	47	655	1,123	1,307
介護支援専門員	39	210	136	1,766	2,599	3,041
介護保険サービス事業所	25	28	34	488	637	770
高齢者地域支援窓口	2	5	1	81	112	92
警察	0	11	11	101	124	128
関係委員	5	12	34	891	1,599	1,651
障害福祉関係機関	1	3	5	31	58	111
合計	563	1,450	1,430	14,303	19,231	21,213

※ 相談件数より相談者・相談内容の実績数が下回るのは、相談件数に継続訪問実績も含めることとしたため。  
(相談者1に対し、継続訪問は数回行われる)

## 相談内容

※ 令和3年度より、相談内容の中に「苦情に関すること」を含めることとした。(単位：人)

センター 相談内容	高齢者			東部			吉原中部			北部		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
介護相談（介護方法等）	92	84	143	40	7	7	669	400	285	191	114	266
介護予防事業について	40	66	135	122	51	63	46	34	47	52	57	79
介護保険について	170	176	169	944	1,323	1,329	923	704	902	423	675	467
生活全般に関すること	865	1,262	1,088	228	479	393	579	460	604	267	455	373
保健・医療相談	53	49	109	229	684	705	126	142	187	129	213	165
福祉サービスについて	7	11	12	59	94	61	24	29	48	72	76	55
権利擁護・消費者被害の相談	64	54	48	30	66	31	28	16	37	12	17	19
虐待相談	112	83	156	45	89	60	26	8	42	25	33	42
認知症	168	192	155	113	152	128	310	184	119	115	150	129
苦情に関すること	—	27	23	—	19	8	—	8	1	—	8	10
その他	9	8	23	67	81	28	97	134	97	36	14	20
合計	1,580	2,012	2,061	1,877	3,045	2,813	2,828	2,119	2,369	1,322	1,812	1,625

センター 相談内容	鷹岡			吉原西部			富士北部			富士南部		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
介護相談（介護方法等）	93	314	435	387	317	161	359	303	370	324	337	267
介護予防事業について	59	70	193	73	300	187	128	305	290	236	302	255
介護保険について	409	650	951	824	1,218	792	900	1,081	1,759	876	1,209	1,608
生活全般に関すること	249	437	596	216	527	534	361	494	1,133	591	738	891
保健・医療相談	76	190	297	88	228	163	360	453	695	207	408	436
福祉サービスについて	64	82	150	11	82	48	258	293	97	178	202	180
権利擁護・消費者被害の相談	23	21	16	4	14	37	17	36	57	38	40	32
虐待相談	75	8	43	16	43	53	45	30	96	44	51	67
認知症	87	36	33	153	197	113	337	504	531	87	161	183
苦情に関すること	—	10	3	—	14	6	—	33	2	—	2	1
その他	153	150	121	90	393	365	344	335	328	421	695	951
合計	1,288	1,968	2,838	1,862	3,333	2,459	3,109	3,867	5,358	3,002	4,145	4,871

センター 相談内容	富士川			合計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
介護相談（介護方法等）	85	63	83	1,939	1,939	2,017
介護予防事業について	20	32	19	1,217	1,217	1,268
介護保険について	193	695	668	7,731	7,731	8,645
生活全般に関すること	102	198	267	5,050	5,050	5,879
保健・医療相談	20	88	90	2,455	2,455	2,847
福祉サービスについて	55	129	107	998	998	758
権利擁護・消費者被害の相談	4	12	4	276	276	281
虐待相談	13	14	8	359	359	567
認知症	44	97	117	1,673	1,673	1,508
苦情に関すること	—	4	4	125	125	58
その他	47	178	113	1,988	1,988	2,046
合計	583	1,510	1,480	23,811	23,811	25,874

## ② 高齢者地域支援窓口事業

地域包括支援センターが持つ機能のうち、総合相談機能の一部を地域に展開し、在宅の要援護となるおそれのある高齢者等に対する相談、その他必要な援助を行うことにより、要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者等が、住み慣れた地域で安心して、自立した生活を継続できるよう支援することを目的とする。市内の在宅介護支援センター等に委託。

＜事業内容＞

ア 地域ネットワークづくり

イ 地域での継続的な見守りが必要な高齢者の実態把握

ウ 相談窓口の設置

- ・ 各地区まちづくりセンター等高齢者が利用しやすい場所を活用して移動相談窓口の設置
- ・ 移動相談窓口設置以外は受託事業所に窓口を設置

エ 総合相談

## 高齢者地域支援窓口事業実績 窓口別内訳

区分		高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター 岩本園			ヒューマンライフ富士 在宅介護支援センター			在宅介護支援センター ききょう			鑑石園 高齢者地域支援窓口		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4			
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	0	6	0	0	0	0	0	0	0	5	1	1			
	滞在型 (回)	13	13	10	10	11	11	0	0	5	0	0	0			
地区民児協参加	冒頭型 (回)	0	4	13	0	0	2	1	8	3	10	11	12			
	計	13	17	23	10	11	13	1	8	8	10	11	12			
出前講座の実施	1回目 (回)	1	5	5	6	5	1	1	2	1	0	10	7			
	2回目以降 (回)	3	10	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	4	15	32	6	5	1	1	2	1	0	10	7			
移動相談の実施 (回)		42	36	48	18	20	24	19	23	30	39	45	51			
関係団体への会議等への参加 (回)		11	10	9	10	14	10	1	6	0	20	20	19			
ネットワーク作りの活動 (回)		31	27	31	20	29	22	9	1	0	73	96	108			
実態把握件数 (件)		10	18	14	10	15	4	7	4	4	4	3	3			
見守り継続支援件数 (件)		44	19	18	8	10	6	3	2	8	3	6	3			

区分		高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター かじま			ヴィラージュ富士 高齢者地域支援窓口			アルクそてつ 高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター はまかぜ		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4			
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0			
	滞在型 (回)	0	0	0	7	8	11	0	0	3	0	0	0			
地区民児協参加	冒頭型 (回)	3	15	23	0	0	0	0	7	1	9	6	12			
	計	3	15	23	7	8	11	0	7	4	9	6	12			
出前講座の実施	1回目 (回)	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	2			
	2回目以降 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	2			
移動相談の実施 (回)		14	22	25	0	0	0	30	28	16	0	0	3			
関係団体への会議等への参加 (回)		1	2	1	0	1	0	0	0	2	0	5	13			
ネットワーク作りの活動 (回)		8	6	4	0	0	1	6	0	4	0	0	2			
実態把握件数 (件)		5	5	2	4	4	4	3	0	1	9	4	5			
見守り継続支援件数 (件)		0	0	1	10	12	8	0	0	0	0	0	0			

【第5 介護保険】

高齢者地域支援窓口 区分		わだの里 高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター シャローム富士川			富士市社会福祉協議会 高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター 風の杜		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	0	0	0	1	0	1	—	1	1	—	0	0
地区民児協参加	滞在型 (回)	1	5	5	0	3	10	—	1	0	—	3	6
	冒頭型 (回)	0	0	0	0	0	0	—	1	6	—	0	0
	計	1	5	5	0	3	10	—	2	6	—	3	6
出前講座の実施	1回目 (回)	0	1	1	0	1	2	—	0	3	—	0	1
	2回目以降 (回)	0	0	0	0	1	0	—	0	0	—	0	0
	計	0	1	1	0	2	2	—	0	3	—	0	1
移動相談の実施 (回)		4	16	21	12	19	24	—	4	11	—	2	12
関係団体への会議等への参加 (回)		2	3	6	3	4	2	—	0	3	—	1	0
ネットワーク作りの活動 (回)		0	0	11	0	0	0	—	0	0	—	0	0
実態把握件数 (件)		3	6	5	1	0	1	—	6	2	—	0	1
見守り継続支援件数 (件)		5	8	14	2	2	1	—	5	3	—	0	0

高齢者地域支援窓口 区分		てんま 在宅介護支援センター			合計		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	—	—	0	7	10	4
地区民児協参加	滞在型 (回)	—	—	6	31	44	67
	冒頭型 (回)	—	—	0	23	52	72
	計	—	—	6	54	96	139
出前講座の実施	1回目 (回)	—	—	0	8	25	26
	2回目以降 (回)	—	—	0	3	11	27
	計	—	—	0	11	36	53
移動相談の実施 (回)		—	—	14	178	215	279
関係団体への会議等への参加 (回)		—	—	0	48	66	65
ネットワーク作りの活動 (回)		—	—	5	147	159	188
実態把握件数 (件)		—	—	2	56	65	48
見守り継続支援件数 (件)		—	—	0	75	64	62

\*R2. 10. 1～R3. 3. 31 は 9 箇所+1 箇所 計 10 箇所  
R3. 10. 1～R4. 3. 31 は 10 箇所+2 か所 計 12 箇所  
R4. 10. 1～R5. 3. 31 は 12 箇所+1 か所 計 13 箇所

## (2) 介護予防ケアマネジメント業務

要介護状態等になることを予防するため、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うことを目的とする。

## ケアプラン作成数

	令和4年度														
	直営					委託					合計				
	介護 予防 支援	介護予防ケア マネジメント			計	介護 予防 支援	介護予防ケア マネジメント			計	介護 予防 支援	介護予防ケア マネジメント			計
		A	B	C			A	B	C			A	B	C	
東 部	32	24	5	0	61	185	52	0	0	237	217	76	5	0	298
吉原中部	177	66	5	0	248	208	134	2	0	344	385	200	7	0	592
北 部	40	32	4	2	78	145	103	7	0	255	185	135	11	2	333
鷹 岡	32	31	9	4	76	180	162	4	0	346	212	193	13	4	422
吉原西部	32	33	4	0	69	226	103	5	0	334	258	136	9	0	403
富士北部	1	6	21	4	32	548	300	1	0	849	549	306	22	4	881
富士南部	15	8	2	0	25	351	172	15	0	538	366	180	17	0	563
富 士 川	23	15	40	2	80	151	77	6	0	234	174	92	46	2	314
高 齢 者	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
計	356	215	90	12	673	1,994	1,103	40	0	3,137	2,350	1,318	130	12	3,810

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく。また地域における連携や協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

## 介護支援専門員に対する個別支援

(単位：人)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援困難ケースを抱えるケアマネジャーへの支援		176	207	146
個別事例に対するサービス担当者会議開催支援		41	55	41
ケアプラン作成等を通じた介護支援専門員の指導		475	278	399
介護支援専門員に対する情報交換		231	238	244
介護支援専門員と同行訪問		72	84	50

## 介護支援専門員研修

区分	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
基礎研修（講義・ウェブ）		5	217	—	—	—	—
基礎研修（ユーチューブ）		22	7	実50人	延102人	実84人	延232人
アセスメント力向上研修		3	74	6	192	10	186
介護支援専門員連絡協議会合同研修		—	—	—	—	1	88

## 主任介護支援専門員連絡会および研修

区分	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
連絡会（包括・企画委員会・全体会）		14	233	14	250	13	211
主任介護支援専門員研修		2	68	5	166	3	77
アセスメント力向上研修 演習指導		3	65	6	155	10	171

## 地域ケア会議

年	度	種類	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			回数	人数	職種	回数	人数	職種	回数	人数	職種
東 部	個別	5	43	31	14	114	64	7	53	30	
	地域	1	10	2	1	10	5	1	15	3	
吉原中部	個別	7	51	39	8	51	39	13	92	63	
	地域	1	41	15	5	136	15	3	81	14	
北 部	個別	17	124	101	14	73	58	23	144	100	
	地域	2	59	24	4	145	36	3	111	24	
鷹 岡	個別	12	80	67	19	119	92	17	114	73	
	地域	0	0	0	2	58	16	4	174	41	
吉原西部	個別	1	6	3	4	26	20	5	30	17	
	地域	0	0	0	0	0	0	3	50	17	
富士北部	個別	4	42	30	3	21	16	2	10	7	
	地域	0	0	0	6	152	39	1	9	5	
富士南部	個別	2	15	12	2	17	13	4	35	22	
	地域	1	34	12	1	34	11	1	48	10	
富 士 川	個別	4	33	27	2	15	11	3	25	12	
	地域	0	0	0	0	0	0	1	32	10	
合計	個別	52	394	310	66	436	313	74	503	324	
	地域	5	144	53	19	535	122	17	520	124	



## (4) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

## ① 高齢者虐待防止

## (ア) 養護者による虐待への対応状況

地域包括支援センター 相談者		高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
相談・通報受理件数		0	0	0	27	21	35	20	9	22	14	20	21	12	8	8
相談者 (重複あり)	介護支援専門員	0	0	0	19	10	15	16	8	18	8	4	7	5	3	2
	近隣・知人	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0
	民生・児童委員	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	本人	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	2	2	1	0	1
	家族・親族	0	0	0	0	6	1	0	0	1	1	1	2	2	1	0
	虐待者自身	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	行政機関	0	0	0	3	2	3	1	0	1	5	4	2	2	3	4
	警察署	0	0	0	3	0	0	1	1	1	2	6	3	1	1	0
	その他	0	0	0	1	1	15	0	0	1	0	0	5	1	0	1

※ 高齢者包括への相談・通報は、高齢者包括から委託包括へつなげるため、委託包括が相談・通報受理件数として計上している。

地域包括支援センター 相談者		吉原西部			富士北部			富士南部			富士川			合計		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
相談・通報受理件数		12	23	17	10	20	21	17	11	12	10	5	6	122	117	142
相談者 (重複あり)	介護支援専門員	9	15	6	5	8	9	11	7	7	6	4	4	80	59	68
	近隣・知人	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	2	2
	民生・児童委員	0	1	1	0	2	1	0	0	0	3	1	0	3	5	3
	本人	0	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	1	6	4	7
	家族・親族	0	1	3	4	2	0	0	1	1	1	1	0	8	13	8
	虐待者自身	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1
	行政機関	3	1	3	0	0	4	3	2	4	0	0	0	17	12	21
	警察署	2	4	2	0	6	1	1	1	1	0	0	1	10	19	9
	その他	0	2	5	0	2	6	1	0	0	0	0	4	3	5	37

※ 同一案件の相談・通報が複数機関からあった場合、各々計上。

虐待判断結果状況

地域包括支援センター 相談内容		高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
事実確認の結果	虐待あり	0	0	0	12	16	23	3	4	11	4	5	11	9	4	1
	虐待なし	0	0	0	11	3	7	17	5	10	8	11	8	3	2	3
	判断に至らず	0	0	0	3	2	5	0	0	1	1	1	2	0	2	4
	合計	0	0	0	27	21	35	20	9	22	14	17	21	12	8	8

地域包括支援センター 相談内容		吉原西部			富士北部			富士南部			富士川			合計		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
事実確認の結果	虐待あり	5	9	10	4	7	9	9	6	3	3	4	4	49	55	72
	虐待なし	6	7	7	5	13	4	7	3	4	7	1	2	64	45	45
	判断に至らず	1	5	0	0	0	8	1	2	5	0	0	0	6	12	25
	合計	12	21	17	9	20	21	17	11	12	10	5	6	119	112	142

・虐待の種別

種別	人数（重複あり）		
	R2	R3	R4
身体的	36	39	43
介護放棄	6	15	29
心理的	12	19	14
経済的	6	5	4
性的	0	0	0
合計	60	78	90

・虐待者

虐待者	人数（重複あり）		
	R2	R3	R4
配偶者（夫）	12	8	11
息子	24	29	36
子の配偶（嫁）	4	1	3
娘	6	11	11
配偶者（妻）	2	3	5
孫	2	3	2
子の配偶（婿）	1	0	0
兄弟姉妹	2	0	3
その他	3	0	1
合計	56	55	72

・被虐待者の性別

性別	実人数		
	R2	R3	R4
男性	12	19	12
女性	37	36	60
合計	49	55	72

・分離対応

分離対応	実人数		
	R2	R3	R4
介護保険利用	12	16	10
緊急一時保護	1	0	1
一時入院	4	4	5
アパート入居	0	0	0
老人福祉法に基づく措置	0	0	0
その他	1	2	2
合計	18	22	18

・分離の有無

分離の有無	実人数		
	R2	R3	R4
分離あり	18	22	18
分離なし	30	25	41
調整中	1	1	2
その他	0	7	11
合計	49	55	72

## (イ) 施設従事者による虐待への対応状況

		R2	R3	R4
通報・届出受理件数(1事業所につき1件)		15	12	17
通報・届出の時点で虐待ではないと判断した件数(事実確認未実施)		3	1	3
事実確認実施件数		12	11	14
事実確認の結果	虐待あり件数(事業所により複数件あり)	9	9	2
	不適切なケア件数(事業所により複数件あり)	3	8	3
	継続調査中	1	0	0

## ・虐待の種別(重複あり)

	R2	R3	R4
身体的	3	2	1
介護放棄	3	5	0
心理的	3	2	1
経済的	0	0	0
性的	0	0	0
合計	9	9	2

## ・虐待が認められた施設の種別

	R2	R3	R4
介護老人保健施設	1	1	0
通所介護事業所	0	0	0
短期入所	0	1	0
住宅型有料老人ホーム	0	1	0
介護付有料老人ホーム	1	0	0
特別養護老人ホーム	0	1	2
グループホーム	1	0	0
サービス付き 高齢者向け住宅	1	0	0
居宅介護支援事業所	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	0	0
訪問介護事業所	0	1	0
合計	5	5	2

## ・不適切なケアの種別(重複あり)

	R2	R3	R4
身体的	0	2	2
介護放棄	2	2	0
心理的	1	1	1
経済的	0	0	0
性的	0	0	0
合計	3	5	3

## ・不適切なケアが認められた施設の種別

	R2	R3	R4
介護老人保健施設	0	1	0
通所介護事業所	1	1	0
短期入所生活介護	0	0	1
住宅型有料老人ホーム	0	0	0
介護付有料老人ホーム	1	1	0
特別養護老人ホーム	0	0	2
グループホーム	0	0	0
サービス付き 高齢者向け住宅	0	0	0
居宅介護支援事業所	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
訪問介護事業所	0	0	0
合計	2	3	3

ア 高齢者虐待防止ネットワークの構築

「富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会」

※令和3年度まで、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会として、虐待の早期発見・早期対応及び防止についての会議を開催していたが、令和4年度からは成年後見制度利用促進計画の実施に伴い、会議名を高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会として、富士市成年後見支援センターの対応実績や受任調整会議等の事例報告等についても協議を行うこととした。

第1回目・ 富士市成年後見制度利用促進計画について

- ・ 令和3年度成年後見制度利用促進事業報告及び令和4年度成年後見制度利用促進事業計画
- ・ 虐待の初動対応について
- ・ 令和3年度富士市高齢者・障害者虐待防止に関する事業報告と令和4年度富士市高齢者・障害者虐待防止に関する事業計画
- ・ 令和3年度高齢者・障害者虐待対応実績

第2回目・ 令和4年度上半期成年後見利用促進事業報告

- ・ 成年後見制度利用促進の課題
- ・ 令和4年度上半期富士市高齢者・障害者虐待防止に関する事業報告
- ・ 令和4年度上半期高齢者・障害者虐待対応実績
- ・ 事例検討

イ 高齢者虐待防止普及啓発

講演会 市民向け高齢者虐待防止講演会

「8050問題とひきこもり支援」

講師 鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊 氏

開催日時 令和5年2月6日（月）13：30～15：00

参加者数 102名

## ② 成年後見制度推進

## 相談者

地域包括支援センター 相談者		高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡			吉原西部		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
相談数		61	43	38	21	36	19	24	14	16	7	14	7	18	21	1	3	5	4
相談者 (重複あり)	本人	15	12	11	3	23	8	20	7	3	2	3	6	12	4	0	0	2	1
	親族	25	15	20	20	21	11	4	2	4	2	5	3	4	9	1	2	1	3
	介護支援専門員	3	1	0	5	4	6	3	6	3	2	5	3	3	4	1	1	3	0
	介護保険事業所	4	6	8	1	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	民生児童委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	知人・隣人	2	2	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者窓口職員	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政機関	5	0	2	0	1	4	0	1	8	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	医療機関	6	6	1	0	2	0	1	0	1	0	1	3	0	1	0	0	0	0
	警察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	関係委員	15	12	9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	合計	75	54	52	29	58	30	29	16	20	7	16	16	19	21	2	4	6	4

地域包括支援センター 相談者		富士北部			富士南部			富士川			成年後見支援センター			合計		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
相談数		17	12	21	13	31	19	2	5	1	243	286	308	409	467	434
相談者 (重複あり)	本人	4	6	25	1	7	3	0	1	0	22	22	27	79	87	84
	親族	9	1	6	0	13	2	1	4	0	116	206	177	183	277	227
	介護支援専門員	4	8	7	6	9	4	1	1	1	17	30	33	45	71	58
	介護保険事業所	0	1	4	2	0	1	1	0	0	5	3	10	13	15	23
	民生児童委員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	2	3	3
	知人・隣人	0	0	1	0	7	0	0	0	0	8	3	8	11	13	12
	高齢者窓口職員	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	3	7
	行政機関	1	0	6	5	3	13	0	0	0	14	16	18	26	21	52
	医療機関	1	0	3	0	1	0	0	0	0	23	26	14	31	37	22
	警察	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	関係委員	0	1	1	0	3	0	0	0	0	78	73	99	94	90	109
	合計	20	19	54	14	43	23	3	6	1	284	380	395	484	619	597

※ 同一案件の相談・通報が複数機関からあった場合、各々計上。

相談内容

地域包括支援センター 相談内容	高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡			吉原西部		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
成年後見制度	53	41	37	18	28	17	6	6	7	4	4	6	8	13	1	1	3	2
日常生活自立支援事業	0	1	0	0	0	2	3	0	1	0	0	0	3	2	0	1	0	0
消費者被害による相談	3	0	0	7	5	3	6	1	7	1	3	2	1	4	1	1	0	0
債務に関する相談	4	7	5	0	5	4	8	0	2	0	1	0	1	1	0	0	2	2
財産管理・生活全般相談	16	4	8	0	18	4	6	5	3	2	6	0	7	2	0	1	4	0
申し立て書類作成支援	4	1	2	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
合 計	80	54	52	25	56	30	29	15	21	7	14	8	20	23	2	4	9	4

地域包括支援センター 相談内容	富士北部			富士南部			富士川			成年後見支援センター			合計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
成年後見制度	5	4	16	10	33	14	2	5	0	196	262	279	303	399	379
日常生活自立支援事業	0	1	1	0	3	5	1	1	0	115	114	104	123	122	113
消費者被害による相談	1	0	4	2	1	3	0	0	1	3	1	7	25	15	28
債務に関する相談	2	7	9	0	0	0	0	0	0	6	10	5	21	33	27
財産管理・生活全般相談	9	11	9	2	0	1	0	0	0	101	40	37	144	90	62
申し立て書類作成支援	2	2	2	1	0	0	0	0	0	23	19	2	30	26	7
合 計	19	25	41	15	37	23	3	6	1	444	446	434	646	693	616

※ 一つの相談で相談内容が複数あった場合、各々計上しているため、相談数と相談内容数は一致しない。

ア 成年後見制度普及啓発

成年後見制度講演会（同日個別相談会開催）

開 催 日 令和4年11月20日（土） 9：30～

会 場 富士市消防防災庁舎7階 大会議室

内 容 「市民向け成年後見制度の普及啓発」

上映会「ぼけますから、よろしくお願ひします」

講 師 杉山司法書士事務所 司法書士 杉山 圭 氏

参 加 者 70名

個別相談 7組（相談員：リーガルサポート会員2名・社会福祉士4名）

## イ 市民後見推進事業

## 市民後見人養成研修

令和4年7月2日（土）～10月22日（土） 受講者5人 修了者5人

5日間の基礎研修と4日間の実践研修の延42.5時間の養成研修を実施

※この他、レポート作成・体験実習を5時間実施。

## 市民後見人名簿登録選考会議

令和4年12月19日（土） 第4期修了者5人と第3期1人の計6人（第1期～第3期（平成25年度～平成28年度）養成研修を受講した者の名簿登録は令和元年度までに実施済み）

## 市民後見人候補者継続研修

令和4年6月27日（月）「市民後見人活動報告・事例検討・意見交換」

令和4年11月14日（月）「意思決定支援について」

講師 ふるい後見事務所 社会福祉士 古井 廣治 氏

## 市民後見人受任調整会議

令和4年7月27日（水） 対象者 1人

## 3 介護支援事業

## (1) 介護サービス適正化事業

## ① 介護保険給付費通知

介護サービス利用者に対し、利用状況をお知らせすることにより給付費の適正化を図る。

令和4年9月実施 9,167件（令和4年3月～5月利用分）

令和5年2月実施 9,332件（令和4年9月～11月利用分）

## ② 介護給付適正化セミナー

介護支援専門員を対象に適切なケアマネジメントの推進を図る。

『ケアプラン点検の理解と制度について～ケアプラン点検を使いこなし、利用者に還元しよう～』

開催日 令和5年1月28日（土）

参加人数 57人

## ③ ケアプラン点検

ケアプラン点検により、「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図る。

ケアプラン点検：面談による実施 19件

④ 地域密着型サービス事業者等指導監督

制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目的として、市指定事業所又は市登録事業所に対して指導監督を行う。

○ 集団指導

令和4年度は、介護保険全サービス共通事項の動画に加え、次に掲げるサービス区分ごとに動画を作成し配信した。

サービス区分	対象事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護	45
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	25
認知症対応型共同生活介護	31
地域密着型特定施設入居者生活介護	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9
居宅介護支援、介護予防支援	78

○ 運営指導 83 事業所

(2) 家族介護者支援事業

① 若年性認知症の人と家族のつどい

若年性認知症の本人と家族を対象とした情報交換と交流会を開催し、本人や家族の不安軽減を図る。

対 象 若年性認知症のご家族・ご本人、若年性認知症の介護に関心のある人など

委 託 先 認知症の人と家族の会 静岡県支部（すぎなの会）

○ 講演会

日 時 令和5年3月4日(土) 午後1時30分～3時30分

会 場 富士市交流プラザ

内 容 講演 「認知症とともに生きる」

- ・愛知県認知症希望大使 近藤葉子氏とパートナー 伊藤篤史氏による講話
- ・静岡県認知症希望大使 三浦繁雄氏を交えての座談会

○ 交流会・相談会

日 時 令和4年5月10日(火)、7月12日(火)、9月13日(火)、11月8日(火)

令和5年1月10日(火)、3月7日(火)

いずれも午前10時～11時30分

会 場 富士市役所5階第2会議室

参加者 延べ121人



## ② 若年性認知症の人と家族との意見交換会

若年性認知症の人と家族の声を聞き、本人の視点を施策に反映していく。

日 時 令和4年7月12日(火)、9月13日(火)、11月8日(火)  
令和5年3月14日(火)  
いずれも午後1時30分～3時  
会 場 富士市役所5階第2会議室  
参 加 者 本人・家族延べ18人

## ③ 生活支援型ショートステイ事業

基本的な生活又は日常生活を送ることが困難な高齢者等に対し、施設等に短期間入所することを通して生活指導及び支援を行うことにより、生活機能の低下を予防する。

入 所 期 間 原則として6日以内とする。  
利用料負担 1日480円(食費・滞在費別)送迎 片道あたり190円  
実 績 令和4年度 0名

## (3) その他事業

## ① 介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員が、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する人の意見を聞き、それを事業者に伝えることにより利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図る。

派遣先事業所	特別養護老人ホーム	2事業所	
	小規模特別養護老人ホーム	3事業所	
	介護老人保健施設	1事業所	
	認知症高齢者グループホーム	10事業所	
	(うち小規模多機能型居宅介護併設事業所	6事業所)	
	小規模多機能型居宅介護事業所	2事業所	
	看護小規模多機能居宅介護事業所	1事業所	
	特定施設入居者生活介護	3事業所	
	小規模ケアハウス	1事業所	
	(うち小規模多機能型居宅介護併設事業所	1事業所)	
	住宅型有料老人ホーム	3事業所	計26事業所
派遣回数	月1～2回 延べ202回	介護サービス相談員派遣数	延べ401人

## ② 福祉用具・住宅改修支援事業

住宅改修理由書を作成した介護支援専門員等に作成手数料を支払い、適切な住宅改修の推進を図る。

手数料支払件数 6件

## 【第5 介護保険】

### ③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要であるが親族等による申立ができない場合に、親族等に代わって市長が審判請求を行う。

また、成年被後見人等が後見人等の報酬を負担できない場合に、報酬費用を助成する。

実績 市長申立 19件  
報酬助成 22件

## 4 成年後見支援センター運営協議会

富士市成年後見支援センターにおける事業の企画及び市民後見人の養成・活動の支援など、運営に関し必要な事項について協議することを目的として成年後見支援センター運営協議会を設置。

### (1) 構成員数 6人 協議会2回開催

(内訳)

- ・ 静岡県弁護士会の代表者
- ・ 静岡県司法書士会の代表者
- ・ 静岡県社会福祉士会の代表者
- ・ 富士市民生委員児童委員協議会の代表者
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会の代表者
- ・ 富士市障害者自立支援協議会の代表者

### (2) 協議事項

第1回目

- ・ 令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画について
- ・ 富士市社会福祉協議会による法人後見活動の状況について
- ・ 市民後見人養成研修について
- ・ 成年後見制度利用促進計画について

第2回目(書面開催)

- ・ 令和4年度事業報告(1月末現在)及び令和5年度事業計画(案)について
- ・ 法人後見・市民後見人(監督人)受任一覧について
- ・ 成年後見制度利用促進基本計画について

## 5 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの公正・中立性の確保及び円滑かつ適切な運営を図ることを目的として地域包括支援センター運営協議会を設置。

### (1) 構成員数 10人 協議会3回開催

(内訳)

- ・ 介護保険の被保険者
- ・ 介護サービス又は介護予防サービスの利用者
- ・ 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者の代表者
- ・ 職能団体等の代表者
- ・ 地域包括ケアに関し知識経験を有する人
- ・ その他市長が必要と認める人

## (2) 協議事項

## 第1回目

- ・ 地域包括支援センターについて
- ・ 地域包括支援センター運営協議会について
- ・ 令和3年度富士市地域包括支援センター事業報告及び令和4年度事業計画について
- ・ 令和4年度地域包括支援センター運営協議会開催計画について

## 第2回目

- ・ 地域包括支援センターの事業評価について
- ・ 地域包括支援センター職員向けアンケートについて
- ・ 高齢者地域支援窓口について

## 第3回目

- ・ 地域包括支援センターの事業評価について
- ・ 地域ケア推進会議について
- ・ 地域包括支援センター職員向けアンケート結果について

**6 富士市在宅医療と介護の連携体制推進会議**

市民が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう、多職種協働による在宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ切れ目のない継続的な在宅医療・介護を提供するため平成27年度に富士市在宅医療と介護の連携体制推進会議を設置。

## (1) 構成員数 13人 会議3回開催

(内訳) 以下の団体から推薦された者

- ・ 一般社団法人 富士市医師会
- ・ 一般社団法人 富士市歯科医師会
- ・ 一般社団法人 富士市薬剤師会
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会
- ・ 富士市介護支援専門員連絡協議会
- ・ 富士圏域訪問看護連絡会
- ・ 富土地域リハビリテーション広域支援センター
- ・ 富士市地域包括支援センター
- ・ 富士市立中央病院
- ・ 共立蒲原総合病院
- ・ 富士市

## 【第5 介護保険】

### (2) 協議事項

#### 第1回目

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業について
- ・ 令和3年度事業報告について
- ・ 令和3年度在宅医療・介護連携支援相談窓口実績について
- ・ 令和4年度の事業計画

#### 第2回目

- ・ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について
- ・ 認知症施策について
- ・ 多職種向け研修会、市民向け講演会について
- ・ コロナ禍における課題等情報交換について

#### 第3回目

- ・ 歯科医師会 市民公開講座について
- ・ 多職種向け研修会、市民向け講演会について
- ・ シズケア\*かけはしについて

### (3) 医療・介護関係者の研修

#### 多職種向け研修会

『ホームとコミュニティで死生を支え合う～「コンパッション」と「対話」の力』

講師 静岡大学 未来社会デザイン機構・農学部創造科学技術大学院（兼任）

教授 竹之内 裕文 氏

開催日 令和4年11月5日(土)

合計参加人数 64人

### (4) 地域住民への普及啓発

市民向け講演会 「住み慣れたお家で最期まで安心して暮らすために」

講師 漫画家・看護師 広田 奈都美 氏

開催日 令和5年2月25日(土)

合計参加人数 97人

### (5) 在宅医療・介護連携支援相談窓口

多職種連携のため、在宅医療・介護連携コーディネーターが医療・介護専門職からの相談を受ける。

相談件数 令和2年度 129件（延べ 129件）

令和3年度 222件（延べ 222件）

令和4年度 245件（延べ 245件）

## 7 認知症施策推進検討会

認知症施策の推進のために多様な意見を聴取するとともに、関係者及び関係機関との連携強化を図り、認知症の人が尊厳を保ち家族とともに安心して暮らすことのできる地域づくりを進めることを目的として、富士市認知症施策推進検討会を設置。

### (1) 構成員数 15人 検討会2回開催

(内訳) 以下の団体から推薦された者

- ・ 一般社団法人 富士市医師会
- ・ 一般社団法人 富士市歯科医師会
- ・ 一般社団法人 富士市薬剤師会
- ・ 鷹岡病院認知症疾患医療センター
- ・ 認知症初期集中支援チーム
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会
- ・ 富士市介護支援専門員連絡協議会
- ・ 富士市民生委員児童委員協議会
- ・ 公益社団法人 認知症の人と家族の会 静岡県支部 「すぎなの会」
- ・ 富士市成年後見支援センター
- ・ 富士市地域包括支援センター
- ・ 共立蒲原総合病院（認知症看護認定看護師）

### (2) 協議事項

#### 第1回目

- ・ 認知症初期集中支援チームの活動について
- ・ 令和3年度事業報告と令和4年度事業計画について
- ・ チームオレンジについて
- ・ 意見交換

#### 第2回目

- ・ 認知症初期集中支援チームの活動について
- ・ 若年性認知症の方の支援について
- ・ 意見交換

## 8 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、介護保険では賅うことのできないちょっとした困りごとなどの多様な日常生活のニーズに対応するため、高齢者のニーズと地域資源のマッチング、新たな資源の創出等に取り組む生活支援コーディネーターを配置し、新たな資源の創出について住民主体の話し合いの場（協議体）を設置する。

### (1) 生活支援コーディネーター

- ① 第1層コーディネーター（平成29年4月配置） 富士市社会福祉協議会に委託  
第2層コーディネーター（平成29年4月配置） 市内8箇所の地域包括支援センターに委託
- ② コーディネーター連絡会2回開催

#### 協議事項

##### 第1回目

- ・ 第2層協議体設置に向けた進捗状況
- ・ 「お宝探し」のモデル地区実施について

##### 第2回目

- ・ 第2層協議体活動状況報告
- ・ 「お宝探し」取組報告

### (2) 住民主体の話し合いの場（協議体）

- ① 第1層住民主体の話し合いの場（協議体）（平成29年4月設置）

（内訳）以下の団体から推薦された者

- ・ 障害者自立支援協議会
- ・ 特定非営利活動法人ふれあい富士
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会
- ・ 富士市民生委員児童委員協議会
- ・ 富士市地区福祉推進会
- ・ 富士市社会福祉協議会
- ・ 富士商工会議所
- ・ 静岡きょうだい会
- ・ 富士市町内会連合会
- ・ 第1層コーディネーター
- ・ 市（福祉総務課、障害福祉課、生活支援課、まちづくり課、住宅政策課、地域保健課、市民安全課、都市計画課、高齢者支援課）

（第1層住民主体の話し合いの場（協議体）会議1回開催）

#### 協議事項

- ・ 第2層協議体活動状況報告
- ・ 今泉地区 「お宝探し」取組報告

- ② 第2層住民主体の話し合いの場（協議体）の設置（順次小圏域に設置予定）
  - ・ 地域の様々な活動が小学校単位で行われていることから、小学校区を基本とする市内26の小圏域単位で設置していく。
  - ・ 令和4年度末時点で、17地区設置済
- ③ 第2層住民主体の話し合いの場（協議体）設置に向けた取り組み
  - ・ 小圏域ごとの説明会、勉強会の開催
- ④ 第2層住民主体の話し合い（協議体）の開催
  - ・ 7地区 31回開催
- ⑤ 今泉地区「お宝探し」
  - ・ アドバイザーとの打ち合わせ 5回開催
  - ・ 実施に向けた会議、研修 5回開催
  - ・ 地域歩き（お宝取材）5日間
  - ・ 地区「お宝探し講座」3回
  - ・ 地区「お宝発表会」1回

(3) 生活支援体制整備事業普及啓発

- ・ 生活支援体制整備事業講演会（市民向け）  
「地域の中の小さなつながり大発見」

講師：全国コミュニティライフサポートセンター 木村利浩 氏

開催日：令和5年1月20日（金） 参加人数 124人